

# 暮らしのお知らせ

保険税率・料率が変わります

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険

### 子ども・子育て支援金分が創設

国では、子どもや子育て世代を社会全体で支援する新たな仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。こ

これは、加入している健康保険の保険料・保険税の一部として「子ども・子育て支援納付金」を納めてもらい、子育て支援の充実に役立てていくものです。

これに伴い、令和8年度の国

民健康保険税(国保税)と後期高齢者医療保険料には、新たに「子ども・子育て支援金分」が上乘せされます。

### 国民健康保険税率を改正

市では、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一に対応するため、国保税の税率を表1の通り改正します。国保税の税率は、県によって市町村ごとに定められた標準

表1 国民健康保険税の税率

区分	改正前	改正後	
基礎課税分	所得割率*1	6.81%	7.01%
	均等割額*2	2万2,100円	2万3,200円
	平等割額*3	1万9,100円	2万円
	課税限度額	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.13%	2.30%
	均等割額	8,700円	9,600円
	課税限度額	24万円	26万円
介護納付金分	所得割率	1.77%	1.83%
	均等割額	1万5,700円	1万6,400円
	課税限度額	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分	所得割率		0.24%
	均等割額		1,700円
	18歳以上均等割*4	—	100円
	課税限度額		3万円
合計	所得割率	10.71%	11.38%
	均等割額*5	4万6,500円	5万1,000円
	平等割額	1万9,100円	2万円
	課税限度額	106万円	112万円

- \*1 所得に対する税率 \*2 1人当たりの金額  
 \*3 1世帯当たりの金額  
 \*4 18歳になって最初の3月31日までの子どもを除いた、1人当たりの金額  
 \*5 18歳以上均等割額を含む

表2 後期高齢者医療保険料の保険料率

区分	改正前	改正後	
医療分	所得割率*6	9.11%	9.40%
	均等割額*7	4万3,800円	5万1,000円
	課税限度額	80万円	85万円
子ども・子育て支援金分	所得割率		0.25%
	均等割額	—	1,310円
	課税限度額		2万1,000円
合計	所得割率	9.11%	9.65%
	均等割額	4万3,800円	5万2,310円
	課税限度額	80万円	87万1千円

- \*6 所得に対する税率 \*7 1人当たりの金額

保険料率を参考に決定しています。

### 後期高齢者医療保険料を改正

後期高齢者医療保険の保険料は、2年に一度、保険料率が見直されます。令和8年度の保険料率は表2の通りです。保険料率は、県内の全ての市町村で同じです。今回は医療費が増えていることや、現役世代の負担が大きくならないようにするため、後期高齢者の負担率が見直されました。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険☎20・1526・後期高齢者医療保険☎20・1547)へ。

## 消費生活センターからお知らせします

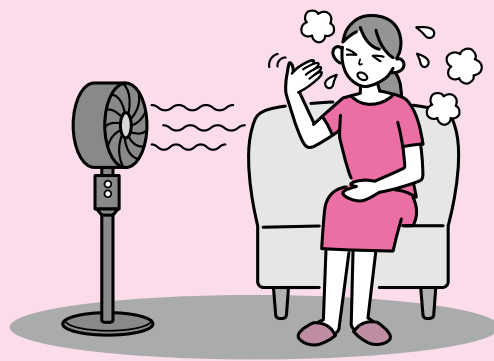
### エアコンのような機能をうたう商品に注意!

「置くだけで室温を大幅に下げる」といった、エアコンのような機能をうたう扇風機やサーキュレーターの広告をSNSで見ると購入したもの、実際に使ってみると「吹き出す風が思ったほど冷たくない」「冷風モードに設定しても室温が変わらない」といった相談が寄せられています。

消費電力が数ワットといった小さな機器で、エアコンのように空間の温度を大きく上げたり下げたりする冷暖房性能を実現することはできません。

広告の内容をうのみにせず、商品を購入する際は次のことを心掛けましょう。

- 「エアコン並み」「数秒で室温が変わる」など、広告の記載内容が冷暖房性能を誇張する表現をし



ていないかを確認する

- インターネット通販で購入する時は「特定商取引法に基づく表記」のページをよく確認する

不安に思ったり、トラブルになったりした場合は、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

# 市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



4月1日(水)～15日(水)

	新規採用職員入所式
1日	辞令交付式 土地開発公社理事会
2日	成田山全国競書大会授賞式
3日	成田のおどり花見
4日	成田空港旗杯少年野球の部開 会式
7日	民生委員・児童委員委嘱状伝 達交付式
9日	新規採用職員研修(市長講話)
	春巡業・大相撲成田場所
10日	成田空港滑走路新增設推進協 議会 成田空港に関する四者意見交 換会
	レクリエーション協会総会
11日	スポーツ少年団委員総会 スポーツ推進委員連絡協議会 総会
15日	成田商工会議所青年部総会



春巡業・大相撲成田場所(10日)

**伸び過ぎた枝は危険です**  
**樹木の剪定**

樹木の枝が敷地から道路上へ張り出していることがあります。車道や歩道へ伸びた枝は道幅を狭くするなど、車や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。



地域の安全のためにも、所有

者は枝の剪定や垣根の刈り込みをするなど、適切に管理してください。  
※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

さまざまな国の人と暮らすために

## 多文化共生指針

市では、日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすいまちづくりを目指し、「成田市多文化共生指針」を策定し、さまざまな施策を推進しています。

多文化共生とは、国籍や民族の異なる人たちがお互いの文化を認め合い、対等な立場で共に生きていくことです。行政機関だけでなく、企業や団体、市民一人一人が多文化共生社会の実現に向けて考え、行動すること

が大切です。

指針は市民協働課(市役所2階)または市ホームページで閲覧できます。  
※くわしくは同課(☎20・1550)へ。



市ホームページ

案の縦覧と意見の提出を

## 成田市計画・下総大栄都市計画

次の都市計画変更・決定について案の縦覧と意見の提出ができます。

- ①成田市計画の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更
- ②下総大栄都市計画の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更
- ③西三里塚地区の区域区分・用

途地帯の変更

- ④不動ヶ岡地区の用途地帯の変更、高度地区の変更、地区計画の決定
- ⑤東町・花崎町地区地区計画の変更

- ⑥成田市計画の「都市再開発の方針」の変更

期間 5月7日(木)～21日(木)

縦覧場所 ①②都市計画課(市役所5階)、下総・大栄支所、

- ③都市計画課、県都市計画課④都市計画課⑤市街地整備課(市役所5階)、県市街地整備課(県庁中庁舎5階)

意見の提出方法 5月21日(木)

- ①(当日消印有効)までに①～⑤は都市計画課、⑥は市街地整備課にある意見提出書を直接または郵送で都市計画課(〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

美しいまちを私たちの手で

## 環境美化運動

区や自治会、事業所などの協力を得て、次の実施基準日を中心

心に環境美化運動が実施されます。この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。個人や事業所で環境美化運動に参加する場合は、ごみ袋を配布しますので、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

実施基準日 5月31日(日)、8月2日(日)、12月6日(日)

※くわしくは同課へ。

受講費用を補助します

## 介護職員初任者研修

市では、介護職員初任者研修を修了し、市内の介護サービス事業所に3カ月以上就業している人を対象に、研修の受講費用を補助しています。補助を受けるには条件がありますので、事前に高齢者福祉課(☎20・1537)へ相談してください。

補助額 受講料・教材費の合計額(上限10万円)

申請書記布場所 高齢者福祉課(市役所議会議棟1階)、市ホームページ



市ホームページ

※くわしくは同課へ。

# 暮らしのお知らせ

締結事業者を募集

## 地球環境保全協定

市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や事業者との協働で2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。

その取り組みの一つとして省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などを行う事業者を募集し「成田市地球環境保全協定」を結んでいます。

協定を結んだ事業者は市の融資制度「環境経営支援資金」を受けられます。融資には条件や審査などがあります。

協定を結んだ事業者は市ホームページで公表しています。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



市ホームページ

設備資金や運転資金に

## 中小企業資金融資制度

対象 中小企業者、新たに事業

を始める人

### 資金の種類と上限額

- 季節資金：300万円
- 一般事業・環境経営支援資金：設備3、000万円・運転1、500万円
- 事業転換・創業支援資金：設備1、500万円・運転750万円
- 小口零細企業保証制度事業資金：設備2、000万円・運転1、000万円

### ※利率などの詳細は市ホームページで確認してください。

※くわしくは商工振興企業立地課(☎20・1622)へ。



市ホームページ

受託業者が無料で交換

## 水道メーター

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メーターを順次交換しています。対象者には事前に連絡し、交換作業は、市が委託した事業者が無料で行います。

作業員は市発行の身分証明書を携帯しています。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

身近な相談相手

## 民生委員・児童委員

毎年5月12日は、民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、皆さんと同じ地域に暮らす身近な相談相手です。福祉の制度に関する悩み事などがあつたら、気軽に相談してください。

各地区の委員が分からない場合は社会福祉課(☎20・1536)へ問い合わせてください。

※くわしくは同課へ。

安全な水質を保つために

## 受水槽の管理

受水槽はマンション・アパート・店舗などで建物の利用者に飲み水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。建物の所有者や管理者は、飲

み水として安全な水質を保つため、法令で定められた受水槽の清掃や点検を行い、適切な管理に努めましょう。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

命のつながりを考えよう

## 国際生物多様性の日

毎年5月22日は国際生物多様性の日です。生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上には3、000万種ともいわれる多様な生物が存在し、互いに支え合って生きています。

皆さんも、身近な生物多様性について考えてみましょう。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



生物多様性の指標の1つとされるカエル

## 7月から 開庁時間と休日窓口サービスの実施日が変わります

窓口・電話の受け付けは  
午前9時～午後4時30分に

対象施設＝市役所(成田消防署を除く)、下総・大栄支所、市民課赤坂・遠山分室、保健福祉館、水道庁舎

休日窓口サービスは第2・4日曜日に

実施時間＝午前9時～午後4時30分  
実施場所＝市民課・保険年金課(市役所1階)、市民税課・納税課・子育て支援課(市役所2階)



市ホームページ

※くわしくは行政管理課(☎20-1501)または市ホームページへ。